

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第6回農業委員会総会を開会いたします。

(午前9時57分)

◎議事録署名委員指名

議 長 3の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、12番、柳岡稔君、2番、松岡のり子君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 4の議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和3年8月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年9月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしく願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、更新案1件となっております。

利用権を設定する貸手は広馬場の方、賃貸借の設定で、農地の所在は広馬場字宿3863の2番。現況地目は畑、面積は1,434平米となっております。借手は箕郷町柏木沢の方で、利用目的は普通畑利用（長ネギ）。貸借期間は、令和3年10月1日より5年間で、令和8年9月30日までとなっております。

また、3ページに計画書の写しのほうを添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、利用権の設定を受ける方は、箕郷町において認定新規就農者の資格を取得しております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく願いをいたします。

議 長 議案第1号について事務局からの説明が終わりました。
何か質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、岡部課長補佐、退席を認めます。
（岡部課長補佐退席）

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字上野1768番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は865平米です。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は長岡の方です。経営面積は自耕作地8.7アール。申請事由は、譲受人の申出に応じ、申請

地を譲渡するとのことをございます。譲受人は長岡の方です。経営面積は自耕作地21.3アール。申請事由につきましては、多角的に営農しているが、経営規模拡大のため申請地を譲受けし、野菜作りをしたいとのことをございます。受入れ世帯稼働人員につきましては、2人中2人です。

議案書5ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員、岩田君。

岩田委員 推進委員、岩田です。よろしくお願ひします。

先ほどの場所のことについて補足説明をさせていただきます。

場所は、長岡の岩田養鶏場の道を真っすぐ行って、岸さんの豚小屋のすぐ前の道を左側に曲がったところでは、そして、そこは前から木が植わってました。そして、現状、畑です。そして、それに関しては、雨水はその畑からの自然浸透、そして東側に道路、そして南側に道路があります。その状況で、この申請は妥当と判断されます。皆さんのご意見をお願いします。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋（英）委員 借りる人なんですけれども、ちょっと経営規模拡大とあるんですけれども、本業はどういうことをやっているのか、分かっている範囲で教えてください。

議長 事務局、分かりますか。

事務局。

事務局長 3条譲受けの申請書に記載されているものにつきましては、農業兼造園業ということで、事業については記載がございます。

議長 11番、高橋君。

高橋（英）委員 じゃ、この番号1番の土地につきましては、現状樹木が植えてあるんですけれども、これを撤去してタマネギという予定で上がってきたということで解釈してよろしいんでしょうか。

議長 事務局。

事務局長 ただいまの申請の事案につきまして、申請者からの耕作目的、耕作予定作物ということで上がってきているものが、タマネギとネギの2種類の作物を畑で耕作するということで申請が出ております。

なお、権利取得後の面積ということでございますが、ネギについては1,346平米、タマネギにつきましては2,665平米を予定ということでございます。

以上です。

議 長 11番、高橋君。

高橋（英）委員 分かりましたので、じゃ、農地として使われるということで、ちょっと見ていきたいと思えます。すみませんでした。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

（「なし」という声あり）

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり許可相当とします。

次に、番号2番について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は同じく4ページとなります。

議案第2号、番号2について説明申し上げます。

農地の所在は大字長岡字猪ヶ久保1864の1番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,020平米です。権利種別は3条有償移転、内容は売買です。譲渡人は長岡の方で、経営面積は自耕作地42.2アールです。申請事由は、譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのこととございます。譲受人は長岡の方で、経営面積は自耕作地21.3アール。申請事由は、多角的に営農しているが、経営規模拡大のため申請地を譲受けし、野菜作りをしたいとのことです。受入れ世帯稼働人員につきましては、2人中2人です。

議案書6ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議 長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員1番、岩田君。

岩田委員 その場所の補足をさせていただきます。

その場所は、長岡の三国コンクリートのところの北側の道を上に行った、三国コンクリートが終わった敷地の左側になります。地目は畑になります。そして、行政区分は2区という形になります。この場所は、畑として非常に適正だと思います。

以上で私の説明を終わります。以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから説明が終わりました。

ほかに何か意見ございませんか。

議長 事務局長。

事務局長 すみません、そうしましたら、図面だけではちょっと確認できないところについて、事務局から補足で説明をさせていただきます。

現地確認調書4ページご覧ください。

中ほど、ページの真ん中ぐらいに寄ってしまっていますが、マジックで四角く囲った斜線の部分が今回の申請地となっております。その上のところ、ちょっと文字が小さくて申し訳ありませんが、1864の2と番地が付されておりますが、こちらが一昨年、太陽光発電ということで開発許可が下りている事案の隣の土地となっております。その土地の東側の土地で、現状、先ほどもちょっと意見も出ておりましたが、伐根した株物があるとか、不法投棄かどうか分からないんですけれども資材であるとか、そういったものが放置されている状態の土地となっております。

なお、この土地については、畑かんの取り出し口が土地の中にございました。

現状では耕作できないような状態の土地ではありますが、申請人の方につきましては、この土地について、購入後の予定としましてはネギの栽培をするという計画で、3条の申請が出ている案件となっております。

以上です。

議長 ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。

この案件について、皆さんから意見ございましたらお願いします。どうしますか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

この案件については、この前の案件と同じ人が譲渡されるということですから、事務局説明のとおり、木の株物ですか、とかあるというのは、もうそれを除去してネギを作っていただける。ある意味、畑として使用していただけるというようなところの解釈でよろしいのでしょうか。

議長 事務局。

事務局長 3条申請の申請案件としては、現状、先ほどお話しした木のかぶつとかそういったもので耕作ができない状態のところを、開墾ではないんですけれども、撤去した上で耕作するというところで、耕地としては有効利用されるという解釈でおります。

以上です。

松下委員 はい、ありがとうございます。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1番について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書は7ページをお願いいたします。現地確認調書につきましても7ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1。農地の所在は大字広馬場字宮室543の1番。地目は登記簿は山林、現況、畑。面積は593平米です。申請人は広馬場の方で、職業は農業。転用目的は露天駐車場。施設等につきましては露天貸し駐車場用地とのこととございます。転用理由につきましては、村内で農業を営んでいるが、申請地の近隣住民が駐車場が足りず不便しているということを知ったため、申請地を駐車場にして利用してもらいたいとのこととございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議 長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員の金井です。

事務局長の説明のとおりです。申請地は、聖宮神社東50メートルくらいの右側です。

周りは住宅です。私としては許可相当と思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号1について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第4号、番号1。農地の所在は大字長岡字中組803の6番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は489平米です。権利は使用貸借。貸付人は吉岡町の方で、職業は会社員。借受人は吉岡町の方で、職業は社会福祉法人職員並びに会社員です。転用目的は一般個人住宅。施設等につきましては一般住宅用地94.4平米です。転用理由につきましては、借受人は現在、吉岡でアパート住まいをしているが、出産等により手狭となったため、母の所有する申請地を借受けし住宅を建築したいとのこととございます。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与することとございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋(英)委員 11番、農業委員、高橋です。

番号1番につきまして、先ほど説明のあったとおりですけれども、地元の委員として補足説明をさせていただきます。

現地確認書の11、12、13ページをご覧ください。

場所は、安中線を100メートルほど東へ下ったところにあります。周りの状況ですけれども、東西南北住宅地が広がる中に囲まれた農地であります。雨水につきましては地下浸透、下水につきましては農業集落排水へつないで流す予定であります。周りの農地に及ぼす影響は少ないと思われまます。私としては許可相当と思われまますので、

皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号2について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第4号、番号2。農地の所在は大字山子田字中野1992の71番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は4,815平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方で、職業は無職。譲受人は前橋市の方で、職業は建設業。転用目的はレジャー施設。施設等につきましてはキャンプ場建設、管理棟は47.01平米です。転用理由につきましては、譲受人は現在、前橋で主に建設業を営んでいるが、事業拡大の一環として申請地にキャンプ場を建設し、運営していきたいとのこととございます。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのこととございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、宅地開発審議案件となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいま事務局長から説明がありました2番について補足説明をしたいと思ひます。現地確認調書の14ページから17ページを開いていただきたいと思ひます。

場所は、榛東村総合グラウンド西200メートル、南には水出の貯水池があります。使用目的はキャンプ場及びバーベキュー会場となっております。管理棟1棟で、雑排水は合併浄化槽から道路の東側側溝へ流すということとございます。雨水は管理棟西の道路際に面した浸透トレンチという構造物で地下に浸透させる方法を取っております。

す。

また、この業者は届出を出さないで重機等入れて木々の伐採をしたり植樹したり、農業委員会を通さずに事業を進めたために注意をし、今後このようなことがないように始末書の提出をした状態でございます。

今後この施設が榛東村の地域振興につながるようであれば、私としては許可相当と思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

この案件、宅地開発委員会審議案件となっておりますので、宅地開発委員会のほうの審議の進行状況を教えておいてください。

議 長 事務局。

事務局長 ただいまのご質問の内容で、各課からの意見ということでご報告をさせていただければと思います。

なお、今回の案件につきましてはキャンプ場ということでございまして、総務課、企画財政課については特段意見ございませんでした。

税務課につきましては、管理棟が設置されるということもございまして、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物の建設完成後は家屋調査に協力してください。家屋を使用される前に調査を行えるよう協力をお願いしますと。また、償却資産があるときは申告書を提出してくださいということで、税務上の指示がございました。

住民生活課につきましては、工事に関わる事案としまして、騒音振動関係で、工事に際し騒音規制法及び振動規制法（県条例に基づく振動に係る特定建設作業を含む）に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、当課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。キャンプ場の運営に当たり、近隣住民から臭気や騒音、照明等の苦情が生じないようにしてください。また、問題が発生した場合には、近隣住民と協議の上、適切に対応してください。

ごみ関係につきましては、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に処理してください。キャンプ場の運営に当たり、利用者のごみについては、事業系一般廃棄物としてキャンプ場が適切に処理し、付近に不法投棄等が生じないようにしてください。

土砂等運搬関係につきましては、令和2年10月1日から、榛東村土砂等による埋立

等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してくださいということで、住民生活課からは環境に関しての指示事項がございました。

産業振興課につきましては、周辺農地に影響が出ないように作業をしてください。隣接地に農業用ため池、水出貯水池があるため、キャンプ場利用者のごみ投棄が行われないよう対策を講じてください。

建設課につきましては、雨水対策、定期的な除草、防火、防災について、適切な開発地の管理をお願いします。雨水排水は、開発地内に浸透ますを設け、オーバーフローのみを道路側溝に放流するようにしてください。工事車両等の路上駐車により、近隣から苦情が出ないようにしてください。道路側溝への排水管については、CSB管にしてください。その他詳細については建設課と協議してくださいとの指示です。

上下水道課につきましては、上水使用ということで給水について、道路内の本管VP50からHIVP30で引込みをしてください。その他詳細については上下水道課と協議してくださいとの指示です。

教育委員会につきましては、文化財保護係より、当該区域は周知の遺跡の範囲には該当しませんので、事前の手続は必要ありません。もし、掘削等により土器、石器などの異物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し記録を行いますので、速やかに榛東村教育委員会事務局文化財保護係まで連絡してくださいとの指示がございました。

以上、各課からの指示事項となっております。

柳岡委員 ありがとうございます。

それは、実行する場合になったことの指示ですよ。ということは、可決されたというふうに解釈するんですよ、我々は。

議長 事務局。

事務局長 こちらの指示事項につきまして、事務局であります建設課で取りまとめた上、開発事業者のほうへこの指示内容について確認を取らせていただき、指示事項に従いますということで全てが同意を得られた後に開発に移るという解釈であります。

以上です。

柳岡委員 ありがとうございます。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

推進委員 7番、小川君。

小川委員 推進委員 7番、小川です。

参考までにお伺いしたいんですけども、経営については譲受人の方がやるということよろしいんですか。

それとあと、営業の開始はいつからになりますか。

あと、年間にどんなぐらいの人のお客さんを見込んでいるんでしょうか。

それとあと、村にもたしかキャンプ場がありますよね。それと競合というか、その辺の関係はどうなるんでしょうか。

以上です。

議 長 事務局。

事務局長 開発申請の上がっている内容で確認をさせていただき範囲で申し訳ございませんが、工期につきましては許可後90日、約3か月を予定されているということでございます。

収容等の経営規模につきましてはちょっと記載がございませんので、どのぐらいの収容、利用者数を見込んでいるのかというのは、ちょっと記載の資料にはございません。

また、本村で今現在行っておりますキャンプ場との競合につきまして、本村のキャンプ場は4月から10月までの開場期間ということで、冬季の開場は行っておりませんので、その期間については営業の重なる部分は今のところないかと思えます。ただ、繁忙期になります夏場の利用につきましては重なる部分多々あるかと思えますが、利用料がいかんせんこちらの計画されているキャンプ場がどういう形を取られるのか不明な点がございますので、競合という部分ではちょっと関わるところが少ないかなと思えます。

今現在、榛東村で行っておりますキャンプ場の利用状況をちょっとご説明させていただきますと、8割もしくは9割ぐらいが村外の利用者の方になっております。やっぱり核家族ではないんですけれども、グループであっても3グループぐらいの単位数といった状況での利用でございます。また、昨年度からコロナの関係で非常に利用状況が変わってきておまして、平日に利用される方等が増えている状況であります。利用料が非常に低額でございますので、そういった意味でも利用者について重なるところは少ないのかなというところで考えております。

以上です。

議 長 ほかに何か。

7番、小川君。

小川委員 3か月ぐらいの工期ということで、今から始めると来年の1月頃かなということになるんでしょうか。

それとあと、村は何人ぐらい年間に来ているか分かりますか。

以上です。

議 長 事務局。

事務局長 村のキャンプ場の利用の状況ということでお話しさせていただきますと、1,500から2,000人ぐらいの範囲となっております。

ただ、こちらのほうがコロナウイルスの関係で、キャンプ場を昨年度も一時期閉場させていただいているといったケースがございますので、一概にその人数が大体毎年入っているというところでもないんですが、大体1,500人から入場されているという解釈であります。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 この審議会で、宅地開発委員会の委員さんからの意見というのは何かありましたか。

それと、この平面図上に給排水の施設が載っていない。事務所だけの図面だけで、どういったふうな排水、手洗い場とかトイレとかどういう位置につくのか、その辺もちょっと聞きたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 事務局。

事務局長 地元の自治会長さんからの意見は特に出ておりません。

また、先ほどちょっとご質問ありましたトイレ等衛生設備等の計画図につきまして、ちょっと確認をさせていただきます。

管理棟内に事務所ということで設置されているものがございます。こちらにつきましては、事務所として受付を行うカウンター等が設置され、それとは別のフロアということで、脱衣所2つ、シャワールーム兼ねたものでございますが、脱衣所が2か所。トイレの設置につきましては、女子トイレが2か所、男子トイレが大と小が別々という形でのトイレの設置ということで、トイレ、衛生設備がございます。また、管理棟の外側に洗い場ということで足洗い場であるとか、そういった部分の蛇口が設置されるという計画でございます。

また、雨水排水につきましては、先ほど現地の方でご説明をいただいた中にもございましたが、平面図、ちょっと見づらくて申し訳ありません、16ページご覧ください。

中央に広場と記載がございますが、広場の周辺に雨水浸透処理エリアという方向に向かって矢印が向かってございます。こちらが表流水というイメージかと思われまして、こちらが表流水として流れ出たものが、道路と敷地の境界のところにL型の側溝を設け、そこから取水ますを介して、アルファベットでABCと記載ございますが、それ

ぞれのところ暗渠管が設置され、グレーの色になっておりますが、この部分が浸透トレンチという構造物でございますけれども、こちらのほうに水を集積し、地下浸透して処理をするという計画となっております。

以上です。

議長 ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号3について説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認調書は18ページからとなります。

議案第4号、番号3。農地の所在は大字山子田字上野3627の2番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,983平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は高崎市箕郷町の方で、職業は無職。譲受人は栃木県宇都宮市の方で、職業はエネルギー事業。転用目的は太陽光発電用地。施設等につきましては太陽光発電施設用地、パネル360枚とのことです。転用理由につきましては、譲受人は栃木、茨城を中心に太陽光発電事業を展開しているが、事業拡大のため群馬でも探していたところ話がまとまったため、申請地を譲受けし、太陽光発電設備を建設したいとのごとでございます。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、宅地開発審議案件となっております。

以上で、議案第4号、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

4番、村上君。

村上委員 4番、農業委員、村上です。

議案第4号、番号3について、事務局の説明どおりですが、若干補足説明をさせていただきます。

現地確認調書18ページから20ページとなっております。

場所としては、黒髪神社の南側ですね、一般県道の新井下室田線を箕郷町のほうに向かいまして、日建のところを右側に入ったところでございます。この場所について、長年耕作放棄地だったところなんですけれども、そこに太陽光発電が建設されるということなんです。

それと、周りにつきまして、四方をフェンスで囲いまして、水の流れが予想されるこの印のほうに土側溝ということで、幅700深さ700の溝を掘りまして、そこにためて流すということなんです。

以上で、地元委員としましては許可相当と思われまますので、審議のほうよろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋（英）委員 11番、農業委員、高橋です。

土側溝というのは土の側溝ですか。

議 長 事務局。

事務局長 土側溝は素掘りの側溝ですね。俗に言う浸透ますとかというものになりますと、碎石とかが入ってその間に貯留して、最後水が地下に浸透するという構造のものになります。今回のものでもう素掘りの側溝ですので、口が開いている状態で水をとどめると。最終的には地下に浸透するという計画のものになるかと思われまます。

高橋（英）委員 その上にはコンクリートみたいなものは。

事務局長 打たない状態ですね。

高橋（英）委員 余計な心配かもしれないんですけども、近年、雨の心配非常に話題になるところでございます。この辺は何か水が結構大雨降ると流れやすいところと、この農業委員に入ったときにいろいろ話は聞いてきたんですけども、その観点から言うと、2反ぐらいありますので、大雨が来たときに水の流れ方を見ると、南、東へ流れるような感じになっていまして、もろ土側溝のほうには流れると思うんですけども、この現場を見た限り、東側のほうには何か家があったり、あと農地も見られるようなので、ちょっと水の流れ心配になったので聞かせてもらいました。一応その辺を業者の方が十分注意していただければと思います。

以上です。

議 長 事務局。

事務局長 農業委員会本日お配りさせていただいている資料には添付させていただいておりませんが、この場所の開発に当たり、雨水排水の流量ですね、そちらの計算をし

た上での断面ということで、資料が開発委員会の方には提出されております。

また、開発委員会への各課からの指示事項の中に、建設課の事案としまして、雨水対策ということで定期的な除草、防火、防災についての適正な開発地の管理をお願いしますということで指示事項は出ておりますので、その中でまた適切な管理をするように指示をいただければと考えております。

以上です。

高橋（英）委員 分かりました。

議長 ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という声あり）

議長 それでは採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、番号3番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第5号

議長 次に、議案第5号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書9ページをお願いいたします。現地確認調書は22ページからとなります。

議案第5号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡町西帝1070の2番。地目は登記簿、畑、現況、宅地。面積は36平米です。権利種別は非農地証明。所有者は長岡の方です。非農地の事由につきましては、昭和25年、月日は不詳でございます。不詳から住宅用地として利用しているので証明願いますとのことです。

備考ですが、証明の範囲、用件としまして、その土地が何らかの原因で非農地となって20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地外となった実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。農振除外済みとなっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 事務局長より番号1の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

5番、萩原君。

萩原委員 議長、5番、農業委員の萩原です。

ただいま事務局長より説明がありました番号1の申請につきまして、少し補足させていただきます。

現地確認調書の22ページと23ページをご覧ください。

ここは、榛東村北部保育園のところを50メートル東へ行って右側です。

申請地は、昭和25年頃から60年間住宅用地として利用されてきました。再び農地として利用される可能性はなく、非農地となった理由についてもやむを得ないと思われまます。私としては問題ありませんので、証明相当と思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元の委員さんから承認相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり承認いたします。

ここで11時15分まで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時15分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午後0時10分)